

※県直営施設のみ (17)運営形態に関する事項	指定管理者制度の導入について <input type="checkbox"/> 可能性あり <input type="checkbox"/> 不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載
	地方独立行政法人化について <input type="checkbox"/> 可能性あり <input type="checkbox"/> 不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載
(18)他都道府県の状況	※他自治体(近県)における類似施設の設置状況、運営形態等を記載 ○茨城県……………類似の施設有、施設数1、指定管理者制度 ○栃木県……………類似の施設有、施設数1、指定管理者制度 ○群馬県……………類似の施設有、施設数1、指定管理者制度 ○神奈川県……………類似の施設有、施設数1、直営 ○埼玉県・東京都……類似の施設なし
(19)課題	※大規模修繕等の必要性等ハード面 ①耐震強度が不足しており工事が必要なこと。 ②建築後30年以上が経過しているため老朽化が進み、大規模修繕が必要なこと。 ③平成15年度まで行っていた宿泊施設としての設備が残されているため、有効な活用ができない箇所があること。
	※利用実績の低下等ソフト面
(20)改善方針・経緯	※上記についてハード面の改善方針及び現在までの取組を記載 県が平成27年度に策定する予定の「千葉県公共施設等総合管理計画」や同計画策定後、速やかに策定されることとなっている「個別施設計画」により、今後の方針が決定されることとなった。
	※上記についてソフト面の改善方針及び現在までの取組を記載(集客努力、サービス向上への取組など)
(21)県の関与等の必要性	市町村・民間移譲の可能性 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※上記の理由を記載 会館で県の青少年施策を実施し、県の出先機関である男女共同参画センターが設置されていることから、市町村・民間移譲は困難と考える。
	統廃合の可能性 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※上記の理由を記載
(22)公の施設の見直し方針	※平成24年3月に策定した公の施設の見直し方針の内容 【有効活用策検討】 青少年の自立性及び連帯性の伸長並びに女性の社会活動の促進を図るための拠点施設であることから当面現行維持とするが、施設の利用実態に鑑み、次期指定管理期間中には有効な活用方法を検討することとし、これを踏まえて必要な施設改修及び耐震改修を実施する。
(23)見直し方針の進捗状況	平成24年度に関係機関によるワーキンググループを設置し、会館の有効活用方策について検討を行ってきた。 その後、県有施設の総合かつ計画的な管理に向けた方向性を検討することを目的に「千葉県公共施設等総合管理計画」を策定することとされたため、会館についても同計画との整合性を図りながら検討を進めることになる。
(24)新見直し方針(案)	【施設のあり方検討】 青少年女性施策を推進していく上で、会議室やホール等の貸室業務を県が維持する必要性は低いことから、施設の利用方法を見直すこととし、公の施設としては廃止する方向で検討を行う。

千葉県青少年女性会館の概要

1 設置目的

千葉県青少年女性会館は、青少年及び女性に対し文化活動の場を提供することにより、青少年の自立性及び連帯性の伸長並びに女性の社会活動の促進を図ることを目的として千葉県が設置した施設です。

2 所在地

千葉市稲毛区天台 6 丁目 5 番 2 号

TEL : 043(287)1711 FAX : 043(251)0849

ホームページ : <http://www1.ocn.ne.jp/~cpywa/>

3 施設内容

(1) 面積

敷地面積 6,124.36 m²、建築面積 1,438.04 m²、延床面積 4,675.09 m²

(2) 事務室等

(公財) 千葉県青少年協会事務室

千葉県男女共同参画センター事務室・会議室・情報コーナー

千葉県青少年団体連絡協議会事務室

〔 日本ボーイスカウト千葉県連盟、(一社) ガールスカウト千葉県連盟、
(一社) 千葉県ユースホステル協会、(一社) 千葉県子ども会育成連合会、
(特非) 千葉県ウォーキング協会 〕

(3) 会議室等

ア 会議室等

ホール、視聴覚室、第 1～第 8 会議室、多目的室、相談室、茶室

イ その他の施設

青少年の居場所「あゆみ」、子ども室(託児室)

(4) 駐車場 : 110 台

4 建築費

約 10 億 2 千万円

5 設置

昭和 56 年 11 月

※平成 4 年 4 月に「千葉県青少年婦人会館」から「千葉県青少年女性会館」へ名称変更

6 設置者

千葉県

7 関係規程

千葉県青少年女性会館設置管理条例(昭和 56 年千葉県条例第 25 号)

千葉県青少年女性会館管理規則(昭和 56 年規則第 73 号)

8 管理運営

千葉県が(公財)千葉県青少年協会へ委託(平成 18 年度から指定管理者)

現在 4 期目(平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日《2 年間》)